第十六条の見出し中「児童手当法施行規則」を「旧児童手当法施行規則」に改め、同条中「児童手当法（」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（」に、「児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号）」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第六十六号）による改正前の児童手当法施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十三号。附則第二条において「旧児童手当法施行規則」という。）」に改める。

第十七条第一号中「児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）」を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十七号）第一条の規定による改正前の児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下この条において「旧児童福祉施設最低基準」という。）」に改め、同条第二号及び第三号中「児童福祉施設最低基準」を「旧児童福祉施設最低基準」に改める。

第十九条第二項第四号中「第六条の二第二項」を「第六条の三第二項」に改める。

附則第二条中「児童手当法施行規則」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法施行規則」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第六条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

（雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室の所掌事務の特例）

6　児童手当管理室は、当分の間、子ども手当に関する事務（年金局の所掌に属するもの並びに子ども手当制度に関する企画及び立案並びに児童育成事業に係るものを除く。）をつかさどる。

附則中第十二項を第十四項とし、第七項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

（雇用均等・児童家庭局育成環境課児童手当管理室及び年金局事業企画課会計室の所掌事務の特例）

7　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第三十一条の二の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第五十八条第二項第二号及び第三号並びに第七十三条の二第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

8　特別会計に関する法律附則第三十一条の三の規定により子ども手当に関する経理を年金特別会計において行う場合における第五十八条第二項第二号及び第三号並びに第七十三条の二第六項第一号の規定の適用については、これらの規定中「児童手当勘定」とあるのは、「子どものための金銭の給付勘定」とする。

○厚生労働省令第六十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五十六条の三第一項第二号、第六十二条第一項、第六十三条第一項第一号、第四号、第五号及び第七号並びに第八十一条第一項並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第九条第一号及び第二号の規定に基づき、雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第五項中「第七百九十二条」を「第七百九十三条」に改め、同項第一号中「第百十二条を除き、」を削り、同項第五号中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

第八十二条の三第二項第一号中「再就職援助計画をいう。」の下に「第八十四条第一項及び第百二条の五第二項において同じ。」を加え、「又は第百二条の五第二項第二号イ及びロのいずれにも該当する事業主が作成した同号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面の対象となる者に該当するもの」を「第八十四条第一項において同じ。）又は高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第十七条第一項に規定する求職活動支援書若しくは同項の規定の例により、定年若しくは継続雇用制度（同法第九条第一項第二号の継続雇用制度をいう。）がある場合における当該制度の定めるところにより離職することとなつている六十歳以上六十五歳未満の者の希望に基づき、当該者について作成された書面（第百二条の五第二項第二号において「求職活動支援書等」という。）の対象となる者（第八十四条第一項において「高年齢支援対象者」という。）に該当するもの」に改める。

第八十四条第一項中「同号に規定する」を削り、「第百二条の五第二項第二号イ(1)に規定する求職活動支援書若しくは同号イ(2)に規定する書面の対象となる者」を「高年齢支援対象者」に改める。

第百二条の三第一項第二号イ中「解雇を予告された被保険者（当該解雇」を「解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職」に、「以下この条において同じ。）及び」を「）をいう。ロにおいて同じ。）及び」に改め、同号ロ中「解雇を予告された被保険者」を「解雇を予告された被保険者等」に改め、同条第三項中「当該判定基礎期間の末日における」を削る。

第百二条の五第一項中「求職活動等支援給付金及び」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「に該当する認定事業主（中小企業事業主に限る。）」を削り、同項第一号中「認定事業主」を「中小企業事業主」に改め、同号ホ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ヘを「ホ」とし、同号ニ中「ハ」を「ニ」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「負担する」を「負担した」に改め、同号ハをニとし、同号イ中「計画対象被保険者」を「イの再就職援助計画の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びに当該中小企業事業主に被保険者として継続して雇用された期間が一年未満である者及び当該中小企業事業主の事業所への復帰の見込みがある者（次号においてこれらの者を「短期雇用特例被保険者等」という。）を除く。以下この項及び次項において「計画対象被保険者」という。）」に改め、「旨を」の下に「イの」を加え、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ　再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた中小企業事業主であること。

第百二条の五第三項第一号への次に次のように加える。

ト　計画対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。次号において同じ。）を与えた中小企業事業主であること。

チ　計画対象被保険者に対し、トの休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払つた中小企業事業主であること。

第百二条の五第三項第二号ロ中「支援書等対象被保険者」を「当該求職活動支援書等の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者等を除く。以下この項及び第四項において「支援書等対象被保険者」という。）」に、「求職活動支援基本計画書に記載し」を「記載した求職活動支援基本計画書（支援書等対象被保険者に共通して講じようとする再就職の援助等に関する措置の内容を記載した書面をいう。以下この項において同じ。）を作成し」に改め、同号ニ中「負担する」を「負担した」に改め、同号への次に次のように加える。

ト　支援書等対象被保険者に対し、求職活動等のための休暇を与えた中小企業事業主であること。

チ　支援書等対象被保険者に対し、トの休暇の日について、通常賃金の額以上の額を支払つた中小企業事業主であること。